規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―四二―三二

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四二（指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額）の一部を次のように改正する。

第二項中「若しくは」を「、」に改め、「拉致問題対策本部事務局長」の下に「若しくはＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官若しくは首席交渉官」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年四月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一一―八―三一

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「又は拉致問題対策本部事務局長」を「、拉致問題対策本部事務局長又はＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官若しくは首席交渉官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十三号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第五十八条の規定に基づき、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

総務大臣　新藤　義孝

第三条第一項中「において同じ。）」の下に「（申請者が外国人住民（同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下この項において同じ。）であって、当該外国人住民に係る住民票に通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この項において同じ。）が記載されている場合にあっては、同法第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）。第十一条において同じ。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十五年七月八日から施行する。

○総務省告示第百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年四月五日

総務大臣　新藤　義孝

政党 政治団体の名称 みどりの風	異動事項 会計責任者の氏名	新 舟山　康江	旧 山﨑　邦子	届出年月日 二五、三、一三

○法務省告示第百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百八十二号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第一号の表中「農林業用育苗容器製造」を「プラスチック成形」に改める。

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十五年四月二十三日」を「平成二十五年四月二十四日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月二十四日から施行する。

○法務省告示第百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

横山興業株式会社	愛知県豊田市千石町一丁目十一番地の一	金属プレス加工	
東日本フーズ株式会社	宮城県石巻市鹿妻南四丁目三番三十号	非加熱性水産加工食品製造業	
株式会社大栄鉄工所	千葉県富津市西大和田百二十七番地	鉄工	
株式会社大栄コーポレーション	東京都北区赤羽二丁目二十一番六号	とび	
株式会社小泉建業	神奈川県厚木市林四丁目十八番七号	型枠施工	
株式会社マルトモ	愛知県名古屋市港区十一屋一丁目十一番地	鋳造	

○法務省告示第百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社天木鉄工	岐阜県大垣市領家町一丁目四十三番地	マシニングセンタによる機械加工	

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社南條水産	岡山県倉敷市下津井三丁目百三十番地	非加熱性水産加工食品製造業	